

受託研究取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、公益財団法人電磁材料研究所(以下「本法人」という。)において、公益目的事業の一環として本邦及び海外の公的機関又は企業等(以下「委託者」という。)から委託を受けて行う受託研究を円滑に実施するために定めるものである。

(定義)

第2条 受託研究は、本法人の受託研究を担当する研究員(以下「担当研究員」という。)が業務として行う研究で、受託研究に要する経費(以下「受託研究経費」という。)は、委託者が負担するものをいう。

(受入の決定)

第3条 委託者は、受託研究の申し込みをする場合は、事業支援室長に対して行い、研究開発事業部長(組織規程第3条第2項の規定により、「専務理事」をもって充てる。)が常任理事会に諮り、常任理事会において承認された場合受け入れる。

2 研究開発事業部長は、常任理事会において受託研究の受け入れが承認されたときは、その内容を委託者及び会計規程第5条に定める会計責任者(以下「会計責任者」という。)に通知する。

(契約担当)

第4条 受託研究契約に関する業務は、事業支援室長が行う。

(受入の条件)

第5条 受託研究は、担当研究員の自主研究に支障を生じるおそれがない場合に限り、受託研究契約を締結して受け入れる。

2 受託研究経費により取得した設備等は、原則として研究期間終了後に本法人に帰属する。ただし、第6条第1項及び第2項により受託研究の中止が承認されたときは、委託者との協議によるものとする。

3 委託者は、受託研究経費を、所定の期日までに本法人に納付しなければならない。

4 委託者が国の機関、独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人、私立大学法人若しくは地方公共団体である場合又は委託が国からの再委託である場合は、第2項及び第12条の条件を付さないことができる。

(研究の中止等)

第6条 委託者から受託研究の中止又はその期間の延長の申し出があった場合は、研究開発事業部長が常任理事会に諮り、常任理事会において承認されたときは、書面

により委託者に通知する。

- 2 本法人が天災その他やむを得ない事由により受託研究を中止又はその期間を延長する場合は、研究開発事業部長が常任理事会に諮り、常任理事会において承認されたときは、事業支援室長はその旨を会計責任者に通知する。
- 3 前項の場合、本法人は、委託者にその事由を書面により通知し、その責を負わない。

(受託研究経費)

第7条 受託研究経費は、研究支援者の人件費、謝金、旅費、消耗品費、備品費、外注費、光熱水料等の経費(以下「直接経費」という。)及び間接経費として直接経費の30%の合算額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の間接経費の取り扱いは、受託研究契約の定めるところによる。

- 一 委託者が国(国以外の団体等で国から補助金を受け、その委託により研究を委託することが明確なものを含む。次号において同じ。)である場合
- 二 委託者が国以外の場合で、次のいずれかに該当すると常任理事会が認めた場合
 - イ 当該研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益の増進に著しく寄与することが期待されるもの
 - ロ 本法人の公益目的事業の遂行上極めて有意義であるもの

- 3 受託研究経費は、本法人が予算を通して経理する。

(進捗状況の把握)

第8条 研究開発事業部長及び事業支援室長は、受託研究の進捗状況を常に把握しなければならない。

(研究成果の報告等)

第9条 担当研究員は、受託研究が完了したときは、研究期間中に得られた研究成果を取りまとめ、研究開発事業部長及び事業支援室長に報告する。

- 2 事業支援室長は、前項の報告を受けたときは、速やかに受託研究の成果を委託者に通知するものとする。
- 3 事業支援室長は、受託研究が完了したときは、その旨を会計責任者に通知する。

(研究成果の公表)

第10条 受託研究による研究成果は、本法人の公益法人としての社会的使命を踏まえ、本条の規程に従って、研究成果を開示し、発表し又は公開すること(以下本条において「研究成果の公表等」という。)ができる。

- 2 研究成果の公開等を希望する者(以下本条において「公表希望当事者」という。)は、研究成果の公表等を行うこと意思表示締切日(申し込み締切日等)の60日前までに、研究成果の公表等の内容を書面にて相手方に通知しなければならない

ない。通知の義務を負う期間は、本受託研究完了の日の翌日から起算して1年を経過したときに満了する。ただし、この期間は、理事長及び外部機関の長が協議の上、短縮又は3年を上限として延長することができる。

- 3 公表希望当事者より前項の通知を受けた相手方は、研究成果の公表等の内容に、本契約により秘密保持義務を負うべき対象が含まれていること、又は、出願により保護すべき特許権、実用新案権又は意匠権(以下「特許権等」という。)が含まれていることを理由として、当該通知の受領後15日以内に公表希望当事者に、研究成果の公表等の内容を修正すべき旨の協議を申し入れることができる。

(特許出願)

第11条 理事長は、受託研究に伴い特許権等が生じた場合は、特許発明委員会に諮るものとする。なお、委託者から特許出願(外国出願を含む)の要望があった場合は、理事長は委託者と協議し決定する。

(特許権等の帰属)

第12条 受託研究の結果、特許権等が生じた場合は、原則としてその帰属は本法人とし、委託者に対してこれを無償で使用させたり、又は、その一部若しくは全部を譲渡することはできない。

(特許権等の実施)

第13条 理事長は、受託研究の結果生じた特許権等につき、委託者又は当該委託者の指定する者から優先的に実施したい旨の申し出があった場合は、出願したときから10年を超えない期間内において、3年間を限度として、優先的に特許権等を実施させることができる。

- 2 前項に定める優先の実施期間は、更新することができない。ただし、特別の事由がある場合は、常任理事会の承認を得て更新することができる。

- 3 理事長は、第1項の規定により特許権等の実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収する。

(第三者に対する実施の許諾)

第14条 理事長は、委託者又は当該委託者の指定する者が、第12条で定める本法人に帰属する特許権等を、受託研究完了の日から起算して一定期間実施しない場合又は前条第1項で定める優先の実施期間開始後一定期間実施しない場合は、委託者又は当該委託者の指定する者以外の者に対し、特許権等の実施を許諾することができる。

(秘密の保持)

第15条 理事長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方より提供若しくは開示又は知り得た情報について、あらかじめ協議して非公開とする旨定めることができる。また、理事長は、当該受託者の指定する者に対しても、本契約に準拠

して秘密保持させることができる。

(雑則)

第16条 この要項に定めるもののほか、受託研究の取り扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成24年9月28日から施行する。

附 則 (改正 平成28年10月28日常任理事会)

1 この要項は、平成29年4月1日から施行する。